

福祉サービス第三者評価 結果報告書

株式会社 学研データサービス

〒141-8790 東京都品川区西五反田8-1-13

TEL 03-5436-8191 FAX 03-5487-8810

①かながわ第三者評価推進機構様式による公表内容

第三者評価結果報告書

総 括

対象事業所名	桜の風
経営主体(法人等)	社会福祉法人育桜福祉会、社会福祉法人川崎聖風福祉会
対象サービス	施設入所支援・生活介護、宿泊型自立訓練
事業所住所等	〒211-0035 神奈川県川崎市中原区井田3丁目16番1号
設立年月日	平成 25 年 4 月 1 日
評価実施期間	平成 27 年 6 月 ~ 27 年 12 月
公表年月	平成27年12月
評価機関名	株式会社 学研データサービス
評価項目	川崎市指定評価項目

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

« 施設の概要・特徴 »

桜の風は、障がいの種類や程度にかかわらず地域での生活を目指す支援を行うための入所施設として、川崎市より指定管理者として選定された社会福祉法人育桜福祉会と社会福祉法人川崎聖風福祉会の共同事業として、平成25年4月に運営が開始されました。東急東横線「日吉」駅よりバスで10分ほどの場所にあり、近隣には商店街があり、利用者は散歩や買い物によく出かけています。建物は3階建て、定員は施設入所支援50名、宿泊型自立訓練20名で、約10名ずつのユニットタイプになっています。施設入所支援は「さくら」と称し育桜福祉会が運営し、宿泊型自立訓練は「もみの木」と称し川崎聖風福祉会が運営しています。

「地域に出てその人らしく生活していくために必要な支援を個別の状況に応じて行う」ことを基本的な考え方として、個別支援計画策定時にていねいにニーズの把握を行いながら、日中活動支援、余暇活動支援、社会参加支援を行っています。利用者の地域で暮らす力を引き出すために社会生活力プログラムを取り入れ、できることを伸ばすことに焦点を当てています。施設での生活が快適で安心・安全なものとなるよう支援の充実を図っています。

« 特によいと思う点 »

○一人ひとりの状況に合わせて社会生活力プログラムを実施しています

地域で自立して生活することを目指し、社会生活力プログラムを取り入れています。「さくら」では、「さくらトラベル」「さくらセミナー」として同じようなニーズを持った小グループで出かけて生活について学習するなど、地域移行を目標にさまざまなプログラムを実施しています。「もみの木」では、利用者が自立して生活を送るために必要なプログラムを1か月ごとに立て、3か月でひとつおりの学びが終えられるようにしています。この計画は、一人ひとりの状況に合わせて見直しています。

○利用者の特性や意向を把握しながら支援を行っています

生活空間をユニット式の全室個室とすることで、利用者一人ひとり自由に過ごすことのできる時間が作られています。それぞれのユニットは利用者の障がい上の特性に配慮したつくりとなっています。支援においては、利用者のできることに焦点を当て、利用者が前向きな気持ちになれるよう言葉かけにも配慮しています。例えば「〇〇しなければ△△しないよ」ではなく「△△するから〇〇しよう」という声かけを心がけています。「もみの木」では月2回のミーティングを開き、利用者の意向を聞いています。

○地域の施設と連携しながら、利用者にとってより良い環境を継続的に提供できるようにしています
当施設は障がい者支援を包括的に実践する施設を目標に設立された経緯があり、地域連携にも力を入れています。例えば隣接する療育センターとは、行事の際には施設の駐車場を開放するなどの協力体制もあります。最近では、療育センターの利用者の年齢が年齢制限を超えたため当施設を利用するようになり、さらに療育センターの法人が運営するグループホームに移行することができました。利用者にとっては近隣地域での移動であったため精神的な負担も少なく、利用者に適切な環境を継続的に提供できた事例となっています。

«さらなる改善が望まれる点»

●職員育成方法を見直してはいかがでしょう

当施設の職員は所属する法人の人事制度に則って育成されています。それぞれの法人は専門性の異なるスキルを生かして利用者サービスを提供しており、内部研修や外部研修で職員のスキルの向上に努めています。しかしながら今回の職員の自己評価では、職員育成に対して改善を求める声が見られました。今後は両法人ともに育成方針や育成方法の枠組みを職員に分かりやすく明確に示して、個別の育成計画の作成につなげることをお勧めします。さらに共通課題については、施設独自の育成方法を確立するとさらに良いでしょう。

●サービスの一定水準を確保する手立てとして標準マニュアルを作成されるとさらに良いでしょう

職員のサービスの一定水準を確保する手立てとして、事業計画に利用者支援に関する施設としての総合的な指針を記載し、職務分掌については主な業務を一覧表にして、担当者に示しています。業務マニュアルはユニットごとに作成しています。しかしながら食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助、移動介助などの標準的な支援の流れについてのマニュアルが作成されていないのが実情です。今後は職員のだれもが同じように利用者を支援できるよう標準マニュアルを作成されるとさらに良いでしょう。

●2法人がいっそうの相互理解を深め、1つの施設として運営されることを期待します

当施設は、専門性の異なる障がい者支援法人が共同経営しています。2つの法人が合同で経営に参加することは相互の経費負担割合や、職員労働環境の違いによる不公平感などさまざまな課題を有しており、これらの課題を解決するには相応の時間を要することが考えられます。ただ外部からは1つの施設、同じ施設職員として見られています。今後は同じ1つの施設で働く職員としての自覚を醸成するため、相互の事業内容を学び合うなど、より一体化した職員体制への取り組みを期待します。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重	<p>日常生活の支援にあたっては、利用者の希望を聞き、食事の時間をずらす、夕方コンビニに買い物に行く、入浴の時間をずらすなど気持ちに沿った支援をしています。「もみの木」では毎週実施している面接でも利用者の意向を把握しています。食事に関しては、利用者からリクエストを出してもらっています。</p> <p>医療機関搬送に伴う情報提供、刊行物への写真の掲載、市区町村や事業所などとの連絡調整など、利用者に関する情報を外部とやり取りする場合に備えて、入所時に本人と家族から個人情報に関する同意書を提出してもらっています。</p> <p>利用者を尊重したサービス提供について、園は共通の理解を持つ取り組みとして、事業計画において基本的な支援方針を定めています。新任研修から主任研修まで勤務年数に合わせて研修を行っており、その中で権利擁護などについて話しています。「さくら」では毎月人権委員会を開催しています。「もみの木」では法人の危機管理委員会の中で人権について話し合う機会を持ち、今年度は「さくら」といっしょに人権に関する意識調査を行い、人権について意識を深める取り組みをしています。これは虐待防止の取り組みともなっています。</p> <p>生活空間をユニット式の全室個室の空間作りとすることで、利用者一人ひとり自</p>
---------	---

	<p>由に過ごすことのできる時間が作られています。また、それぞれのユニットは利用者の障がい上の特性に配慮したつくりとなっています。支援においては、利用者ができる点に焦点を当てるよう、また、前向きに伝えるよう配慮しています。例えば、「〇〇しなければ△△しないよ」ではなく「△△するから〇〇しよう」という声かけを心がけています。「もみの木」では月2回ミーティングを開き、利用者の意向を聞いています。</p>
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	<p>利用者の意向を把握する取り組みとして、年1回、入所支援の利用者とその家族、宿泊型自立訓練事業の利用者とその家族を対象に満足度調査を行っています。清潔さ、設備、職員の対応、食事、個別支援計画など多岐に渡って調査しています。食事に関しては、リクエストボックスを設けてリクエストを聞きながら食事を提供しています。ラーメンが食べたい、ケーキを出してほしいなど、利用者の思い思いの希望が出されています。個別支援については、モニタリング票に満足度について記載する欄を設け、把握しています。</p> <p>苦情解決については、苦情解決責任者は施設長、苦情受付担当者は係長であることを明記し、第三者委員を設置し、施設や法人以外の第三者にも相談できることを記載したうえで玄関やユニットの掲示板に掲示しています。重要事項説明書にも明記しています。利用者や家族からの要望や苦情は、苦情相談記録に記載し、会議などで検討し、回答しています。意見箱を設置し要望を把握しています。「もみの木」では月2回利用者のミーティングを実施し、希望や要望について話し合ったりしています。</p> <p>地域で自立して生活することを目指し社会生活力プログラムを取り入れています。「さくら」では「さくらトラベル」「さくらセミナー」として同じようなニーズを持った小グループで公共交通機関を使って出かける練習をしたり、「生活」について学習するなど地域移行を目指してさまざまなプログラムを実施しています。「もみの木」では利用者が自立して生活を送るために必要なプログラムを1か月ごとに立て、3か月でひととおりの学びを終えることができるよう計画を立て、見直しをしながら進めています。</p>
3. サービスマネジメントシステムの確立	<p>利用者に事業所の情報を伝える手段として、施設のホームページと活動を紹介したパンフレットがあります。サービスの開始あたり、契約書と重要事項説明書に基づいて、支援内容、料金、緊急時の対応や苦情の受け付けなどについて利用者に説明しています。入所にあたり、事前に体験実習を実施しています。「さくら」では、1週間～1か月の期間を設けて実施し、その間にアセスメントを行っています。「もみの木」では、3か月ほどの期間に宿泊体験を数回実施し、アセスメントを行っています。</p> <p>利用者の個別ファイルを作り支援員室の鍵のかかる棚に保管しています。個別支援計画書は、サービス管理責任者が中心となって作成しています。地域移行と本人のできる力に焦点を当てて計画を策定しています。利用者の活動の記録は、データとして施設内のパソコンネットワークで管理しています。日々の記録は、日誌として抽出すると日誌となり、申し送りとして抽出すると申し送り簿となるよう設定されています。画像データをはりつけ見やすくすることもできます。データは個人別にパスワードが設定されています。</p> <p>業務マニュアルはユニットごとに作成しています。利用者の安全確保のため、危機対応マニュアルと感染症対応マニュアルを整備しています。また、毎月リスクマネジメント委員会を開催し、防災訓練や危機対応訓練の準備や地域の防災会議への出席等を行っています。そのほか日常のリスクについても検討・点検を行い、事故に至らないよう対策を行っています。防災訓練は、昼間や夜間の火災や地震を想定して年数回実施しています。感染症予防として、食事前や活動後の手洗いを励行し、流行する時期には感染予防の研修を実施しています。</p>

4.地域との交流・連携	<p>当施設の情報は、事業運営を担っている社会福祉法人育桜福祉会と社会福祉法人川崎聖風福祉会が作成するホームページで紹介しています。それぞれのホームページでは、運営方針のほか、実施事業内容、施設内の様子を写真入りで紹介しています。また、毎月発行している施設長通信は、利用者や保護者、関係機関に配付しており、施設で抱えている課題や川崎市の会議での報告、職員の取り組みなどを掲載しています。地域の病院には広報誌や見学案内資料を置いてもらい、多くの人に施設を知ってもらえるようにしています。</p> <p>地域に根ざした施設を目指しており、例えば隣接する療育センターのお祭りなどの行事のときには、施設の駐車場を開放して出店ブーススペースを使ってもらったり、トイレを開放しています。また、会議室なども開放して、地域団体の方に利用してもらっています。川崎市の地域生活支援センターと協力して障がいや施設への理解を深めてもらうために、病院向けに看護師やワーカーによるプレゼンテーションも行っています。障がい者支援に関する電話での問い合わせもあるため、専門機関として相談に応じています。</p> <p>当施設は多くの重度障がい者の受け入れを求められそれに応えていることからも、高度な専門性を地域に還元する取り組みをしているといえます。さらに、他施設からの相談や見学など多く、専門的な指導も行っています。地域においては、福祉施設数が増加傾向にあり、防災訓練などの交流などをきっかけに緊密に連携していくたいと考えています。関係機関との協同事業の例として、川崎市障害福祉施設事業協会が川崎市の取り組みの一環で実施する運動会、研究会、防災面での活動（知的障がい施設）などがあります。</p>
5.運営上の透明性の確保と継続性	<p>当施設は「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」をコンセプトにしています。「さくら」「もみの木」は法人は異なりますが、このコンセプトを共有し相互の専門性を發揮しながら連携体制を構築し、地域の障がい福祉ニーズを包括的に充足することを目指しています。施設の考え方については、利用者本人の同意を得ています。中でも「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」という考えは、利用者の意思確認が重要になるため、欠かせない確認事項になっています。</p> <p>利用者の満足度が一番の評価基準と考えており、開所2年目に利用者の満足度調査を実施、本年度は第三者評価の利用者調査を実施しました。これらの評価の結果は事業に反映させ改善するよう取り組んでいます。職員会議などで、結果を職員に伝えるとともに改善策を検討します。今回の利用者調査では、食事、職員との関係、不自由なことや困ったときのことなどについて調査しました。この結果は速やかに職員に伝え、利用者一人ひとりの異なる状態に応じてどのように改善するかをていねいに検討して、個別計画に反映させています。</p> <p>当施設の設立経緯が地域の障がい者福祉を包括的に充足することを目的に、専門分野（知的障害、精神障害、身体障害など）が異なる2つの法人が協力して運営に当たることになったことからも、事業環境をしっかりと把握した結果生み出された新しい形の施設であるといえます。また、「利用者が社会資源を積極的に活用する」といった考え方から、例えば散髪についてはボランティアではなく外部の理髪店や美容院を利用したり、外出についてはバスや電車などの公共交通機関を利用するなど、利用者が社会へ出て生活する力を養っています。</p>
6.職員の資質向上の促進	<p>当施設の職員は、所属する法人それぞれの人材に関する計画に基づいて採用・育成されています。当施設には、それぞれの法人から事業運営が円滑になるよう必要な有資格者（支援員、看護師、栄養士など）や経験者などが配属されています。当施設においては、職員に求めることとして「障がいを理解して、利用者の相談や気持ちを受け止められる人」としています。また、法定基準より多くの支援員や看護師を配置して、利用者支援の充実に取り組み健康管理を綿密に行うなど、生活の質</p>

の向上につなげています。

職員の育成は職員が所属する法人によって行われ、両法人ともに年度事業計画の中に育成項目を設けて、職員ごとに必要とする研修に参加できるようにしています。開所からこれまで、2つの法人による経営という新しい形での組織づくりに注力し、職員は利用者支援の安定化に努めてきましたが、さらなる安定化に努める姿勢です。今後は、同じ1つの施設職員という視点を取り入れ、「さくら」「もみの木」それぞれの職員がお互いのサービスを理解する機会を設けてはいかがでしょう。

法人によっては、職員アンケートから勤務中の休憩や勤務体制が十分でないといった声が散見されました。法人ごとに利用者サービスが異なるため、全職員が同様に休憩を取ることは難しい面もありますが、より良い職場環境にするために職員と話し合う機会を設けたり、提案を募るなど、意見を聞いてはいかがでしょう。

②川崎市様式による公表内容

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
 (障害福祉サービス事業所版)

対象事業所名（定員）	桜の風 (92人)
経営主体（法人等）	社会福祉法人育桜福祉会、社会福祉法人川崎聖風福祉会
対象サービス	施設入所支援・生活介護、宿泊型自立訓練
事業所住所	〒211-0035 川崎市中原区井田3丁目16番1号
事業所連絡先	044-920-9300
評価実施期間	平成27年6月～平成27年12月
評価機関名	株式会社 学研データサービス

評価実施シート (管理者層合議用)	評価実施期間 平成27年7月27日～平成27年9月11日
	(評価方法) ・管理者とサービス管理責任者がおのおの自己評価を行いました。 ・その結果を管理者が取りまとめました。
評価実施シート (職員用)	評価実施期間 平成27年8月12日～平成27年8月26日
	(評価方法) ・職員一人ひとりが評価票に沿って実施しました。 ・回答は、評価機関に直接郵送で回収しました。
利用者調査	配付日) 平成27年8月12日
	回収日) 平成27年8月26日
評価調査者による 訪問調査	(実施方法) ・アンケート用紙を評価機関に直接郵送する方式で実施しました。
	評価実施期間(実施日)／平成27年10月16日
	(調査方法) ・評価調査者2名が訪問して施設見学、資料調査および 関係者へのヒアリングにより事業者調査を行いました。

[総合評価]

<施設の概要・特徴>

桜の風は、障がいの種類や程度にかかわらず地域での生活を目指す支援を行うための入所施設として、川崎市より指定管理者として選定された社会福祉法人育桜福祉社会と社会福祉法人川崎聖風福祉会の共同事業として、平成25年4月に運営が開始されました。東急東横線「日吉」駅よりバスで10分ほどの場所にあり、近隣には商店街があり、利用者は散歩や買い物によく出かけています。建物は3階建て、定員は施設入所支援50名、宿泊型自立訓練20名で、約10名ずつのユニットタイプになっています。施設入所支援は「さくら」と称し育桜福祉社会が運営し、宿泊型自立訓練は「もみの木」と称し川崎聖風福祉会が運営しています。

「地域に出てその人らしく生活していくために必要な支援を個別の状況に応じて行う」ことを基本的な考え方として、個別支援計画策定時にていねいにニーズの把握を行なながら、日中活動支援、余暇活動支援、社会参加支援を行っています。利用者の地域で暮らす力を引き出すために社会生活力プログラムを取り入れ、できることを伸ばすことに焦点を当てています。施設での生活が快適で安心・安全なものとなるよう支援の充実を図っています。

[全体の評価講評]

<特によいと思う点>

一人ひとりの状況に合わせて社会生活力プログラムを実施しています
地域で自立して生活することを目指し、社会生活力プログラムを取り入れています。「さくら」では、「さくらトラベル」「さくらセミナー」として同じようなニーズを持った小グループで出かけて生活について学習するなど、地域移行を目標にさまざまなプログラムを実施しています。「もみの木」では、利用者が自立して生活を送るために必要なプログラムを1か月ごとに立て、3か月でひととおりの学びが終えられるようにしています。この計画は、一人ひとりの状況に合わせて見直しています。

利用者の特性や意向を把握しながら支援を行っています

生活空間をユニット式の全室個室としていることで、利用者一人ひとり自由に過ごすことのできる時間が作られています。それぞれのユニットは利用者の障がい上の特性に配慮したつくりとなっています。支援においては、利用者のできることに焦点を当て、利用者が前向きな気持ちになれるよう言葉かけにも配慮しています。例えば「○○しなければ△△しないよ」ではなく「△△するから○○しよう」という声かけを心がけています。「もみの木」では月2回のミーティングを開き、利用者の意向を聞いています。

地域の施設と連携しながら、利用者にとってより良い環境を継続的に提供できるようにしています

当施設は障がい者支援を包括的に実践する施設を目標に設立された経緯があり、地域連携にも力を入れています。例えば隣接する療育センターとは、行事の際には施設の駐車場を開放するなどの協力体制もあります。最近では、療育センターの利用者の年齢が年齢制限を超えたため当施設を利用するようになりました、さらに療育センターの法人が運営するグループホームに移行することができました。利用者にとっては近隣地域での移動であったため精神的な負担もなく、利用者に適切な環境を継続的に提供できた事例となっています。

<さらなる改善が望まれる点>

職員育成方法を見直してはいかがでしょう

当施設の職員は所属する法人の人事制度に則って育成されています。それぞれの法人は専門性の異なるスキルを生かして利用者サービスを提供しており、内部研修や外部研修で職員のスキルの向上に努めています。しかしながら今回の職員の自己評価では、職員育成に対して改善を求める声が見られました。今後は両法人ともに育成方針や育成方法の枠組みを職員に分かりやすく明確に示して、個別の育成計画の作成につなげることをお勧めします。さらに共通課題については、施設独自の育成方法を確立するとさらに良いでしょう。

サービスの一定水準を確保する手立てとして標準マニュアルを作成されるとさらに良いでしょう

職員のサービスの一定水準を確保する手立てとして、事業計画に利用者支援に関する施設としての総合的な指針を記載し、職務分掌については主な業務を一覧表にして、担当者に示しています。業務マニュアルはユニットごとに作成しています。しかしながら食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助、移動介助などの標準的な支援の流れについてのマニュアルが作成されていないのが実情です。今後は職員のだれもが同じように利用者を支援できるよう標準マニュアルを作成されるとさらに良いでしょう。

2法人がいっそうの相互理解を深め、1つの施設として運営されることを期待します

当施設は、専門性の異なる障がい者支援法人が共同経営しています。2つの法人が合同で経営に参加することは相互の経費負担割合や、職員労働環境の違いによる不公平感などさまざまな課題を有しております、これらの課題を解決するには相応の時間を要することが考えられます。ただ外部からは1つの施設、同じ施設職員として見られています。今後は同じ1つの施設で働く職員としての自覚を醸成するため、相互の事業内容を学び合うなど、より一体化した職員体制への取り組みを期待します。

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域

1 サービスマネジメントシステムの確立

利用者に事業所の情報を伝える手段として、施設のホームページと活動を紹介したパンフレットがあります。サービスの開始にあたり、契約書と重要事項説明書に基づいて、支援内容、料金、緊急時の対応や苦情の受け付けなどについて利用者に説明しています。入所にあたり、事前に体験実習を実施しています。「さくら」では、1週間～1か月の期間を設けて実施し、その間にアセスメントを行っています。「もみの木」では、3か月ほどの期間に宿泊体験を数回実施し、アセスメントを行っています。

利用者の個別ファイルを作り支援員室の鍵のかかる棚に保管しています。個別支援計画書は、サービス管理責任者が中心となって作成しています。地域移行と本人のできる力に焦点を当てて計画を策定しています。利用者の活動の記録は、データとして施設内のパソコンネットワークで管理しています。日々の記録は、日誌として抽出すると日誌となり、申し送りとして抽出すると申し送り簿となるよう設定されています。画像データをはりつけ見やすくすることもできます。データは個人別にパスワードが設定されています。

業務マニュアルはユニットごとに作成しています。利用者の安全確保のため、危機対応マニュアルと感染症対応マニュアルを整備しています。また、毎月リスクマネジメント委員会を開催し、防災訓練や危機対応訓練の準備や地域の防災会議への出席等を行っています。そのほか日常のリスクについても検討・点検を行い、事故に至らないよう対策をしています。防災訓練は、昼間や夜間の火災や地震を想定して年数回実施しています。感染症予防として、食事前や活動後の手洗いを励行し、流行する時期には感染予防の研修を実施しています。

評価分類

(1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。

A

利用者に事業所の情報を伝える手段として、施設のホームページと活動を紹介したパンフレットがあります。開所当初、中原区の保健福祉センターに配付し事業所の活動についてお知らせしました。入所や短期入所の希望者が見学に来所したときには、パンフレットを提示しながら概要について説明し、活動のようすを見学してもらっています。

サービスの開始にあたり、契約書と重要事項説明書に基づいて、支援内容、料金、緊急時の対応や苦情の受け付けなどについて説明しています。広報紙やホームページの写真掲載、関係機関への情報提供や実習生への情報提供などに関する個人情報の取り扱いについて、文書で同意を得ています。

入所にあたり体験実習を実施してもらっています。「さくら」では1週間～1か月の期間を設けて実施し、その間にアセスメントを行っています。「もみの木」では3か月ほどの期間に宿泊体験を数回実施し、アセスメントを行っています。利用者の不安な気持ちに配慮し、行動の特徴に合わせた支援を行っています。

他の事業所に移行する場合には、移行先の施設とともに会議を行い連絡を取り合いながら、徐々に慣れていくよう配慮しています。

評価項目	実施の可否
① 利用者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	○
② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	○
③ サービス利用開始後に、利用者の不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	○
④ 事業所の変更や地域への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	○

評価分類

(2) 手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している。

A

利用開始にあたり、フェイスシートとアセスメントシートの内容に基づき、情報収集とアセスメントを行っています。生育歴、障がい区分について情報を得るほか、こころと体の健康、基本的な生活リズム、コミュニケーション力、社会生活力、地域生活・社会参加などについてていねいに情報を収集しています。そのうえで本人と家族の要望と職員の所見を記し、将来に向けての課題を引き出しています。

個別支援計画書は、サービス管理責任者が中心となって作成しています。まず支援担当者がアセスメントをもとに計画の骨子を作り、その骨子を基に個別支援会議を行い計画を完成させています。個別支援会議には、サービス管理責任者と支援担当者のほか、看護師、栄養士、日中活動担当者が参加し、各方面から意見が出されています。地域移行と本人のできる力に焦点を当てて計画を策定しています。個別支援計画書は、本人と家族に説明し、サインと捺印をもらっています。

「さくら」では半年に1回、「もみの木」では3か月に1回、達成度や満足度についてモニタリングを行い、新たな課題に基づき計画を修正し、本人と家族に説明し同意を得ています。

評価項目	実施の可否
① 手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
② 個別支援計画を適正に策定している。	○
③ 状況に応じて個別支援計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類

(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

A

利用者一人ひとりに個別ファイルを作り、フェイスシート、アセスメントシート、個別支援計画書とケース記録をまとめ、支援員室の鍵のかかる棚に保管しています。契約書などは、事務所の鍵つきの棚に保管しています。記録の管理は、マニュアルに基づいています。情報の開示については、重要事項説明書に明記し、入所時に家族等に伝えています。

利用者の活動を記録は、データとして施設内のパソコンネットワークで管理しています。日々の記録は、日誌として抽出すると日誌となり、申し送りとして抽出すると申し送り簿となるよう設定されています。画像データを貼りつけることができるため、利用者の情報を見やすくすることができます。データは個人別にパスワードが設定されています。

申し送りは、朝、昼、夕方と1日3回、事務所で行っています。朝と夕方の申し送りには、各ユニットの担当者のほか、看護師と栄養士も参加しています。事務所での申し送り事項は、連絡ノートに記入し、各ユニットに持ち帰り報告しています。作業室の申し送りは1日2回朝と夕方に行っています。

評価項目	実施の可否
① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	○
③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類

(4) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

A

職員のサービスの一定水準を確保する手立てとして、事業計画に利用者支援に関する施設としての総合的な指針を記載しています。職務分掌に関して、おもな業務を一覧表にして、担当者に示しています。業務マニュアルはユニットごとに作成しています。ユニットによっては、遅番の業務の流れについて記載したマニュアルや、利用者一人ひとりの支援について食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助、移動介助などの個別の介助の配慮について特記を記入した利用者支援マニュアルも作成しています。マニュアルはユニット会議などで週ごとに見直しを行っています。また、マニュアルは支援室に保管して、いつでも見ることができるようにしています。しかし、食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助、移動介助などの標準的な支援の流れについてのマニュアルが作成されていないのが実情です。今後は職員のだれもが同じように利用者を支援できるように標準マニュアルを作成されるとさらに良いでしょう。

法人の事故対応マニュアル、苦情対応マニュアル、感染症対応マニュアルなど各種マニュアルが用意されています。新任研修などで周知しています。

評価項目	実施の可否
① 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類	(5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	A
------	------------------------------	---

利用者の安全確保のため、危機対応マニュアルと感染症対応マニュアルを整備しています。危機対応マニュアルには、事故や無断外出の対応や夜間の緊急時対応などについて記載しています。また、毎月リスクマネジメント委員会を開催し、防災訓練や危機対応訓練の準備や地域の防災会議への出席等を行っています。その他、日常のリスクについても検討・点検を行い、トイレの扉の角がめくれているなど事故が起きやすい場所をチェックし、事故に至らないよう対策を行っています。事故報告書やヒヤリハットの検証は運営委員会などで検討しています。

防災訓練は、昼間や夜間の火災や地震を想定して年数回実施しています。利用者を対象に防災学習も行っています。また、災害時に備えて、実際にテント等を設営して災害対応訓練も実施し、3日分の食糧を備蓄しています。

感染症予防として、食事前や活動後の手洗いを励行し、流行する時期には感染予防の研修を実施しています。ノロウィルス感染症発症に備えて各フロアに対応キットを用意しています。また、AED（自動体外式除細動器）は、事務所に設置しています。

評価項目	実施の可否
① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	○
② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	○
③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 2 人権の尊重

日常生活の支援にあたっては、利用者の希望を聞き、食事の時間をずらす、夕方コンビニに買い物に行く、入浴の時間をずらすなど気持ちに沿った支援をしています。「もみの木」では毎週実施している面接でも利用者の意向を把握しています。食事に関しては、利用者からリクエストを出してもらっています。医療機関搬送に伴う情報提供、刊行物への写真の掲載、市区町村や事業所などとの連絡調整など、利用者に関する情報を外部とやり取りする場合に備えて、入所時に本人と家族から同意書を提出してもらっています。

利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つ取り組みとして、事業計画において基本的な支援方針を定めています。新任研修から主任研修まで勤務年数に合わせて研修を行っており、その中で権利擁護などについて話をしています。「さくら」では毎月人権委員会を開催しています。「もみの木」では法人の危機管理委員会の中で人権について話し合う機会を持ち、今年度は「さくら」といっしょに人権に関する意識調査を行い、人権について意識を深める取り組みを行っています。これは虐待防止の取り組みともなっています。

生活空間をユニット式の全室個室の空間作りとすることで、利用者一人ひとり自由に過ごすことのできる時間が作られています。また、それぞれのユニットは利用者の障がい上の特性に配慮したつくりとなっています。支援においては、利用者のできる点に焦点を当てるよう、また、前向きに伝えるよう配慮しています。例えば、「〇〇しなければ△△しないよ」ではなく「△△するから〇〇しよう」という声かけを心がけています。「もみの木」では月2回ミーティングを開き、利用者の意向を聞いています。

評価分類

(1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。

A

日常生活の支援にあたっては、利用者の希望を聞き、食事の時間をずらす、夕方コンビニに買い物に行く、入浴の時間をずらすなど気持ちに沿った支援をしています。「もみの木」では毎週実施している面接でも意向を把握しています。食事に関しては、リクエストを出してもらっています。利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つ取り組みとして、事業計画において基本的な支援方針を定めています。また、新任研修をはじめ、2、3年目研修、中堅研修、主任研修と勤務年数に合わせて研修を行っており、その中で権利擁護などについて話をしています。

「さくら」では毎月人権委員会を開催し、ニュースになった虐待事件について検証を行うほか、今年度は、職員に対して人権に関する意識調査を行い、それを基にスローガンを決めました。また、「カチンときたらあなたならどうする」などのアンケートを実施し、対処法のまとめを行いました。「もみの木」では法人の危機管理委員会の中で人権について話し合う機会を持ち、今年度はさくらといっしょに人権に関する意識調査を行い、人権について意識を深める取り組みを行っています。虐待防止の取り組みともなっています。

評価項目

実施の可否

①	日常生活の支援にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
②	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	○
③	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類

(2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。

A

医療機関搬送に伴う情報提供、刊行物への写真の掲載、市区町村や事業所などとの連絡調整など、利用者に関する情報を外部とやり取りする場合に備えて、入所時に本人と家族から同意書を提出してもらっています。また、必要に応じてそのつど連絡を取り、同意を得ています。生活空間をユニット式の全室個室の空間作りとすることで、利用者一人ひとり自由に過ごすことのできる時間が作られています。また、それぞれのユニットは利用者の障がい上の特性に配慮したつくりとなっています。支援においては、利用者のできる点に焦点を当てるよう、また、前向きに伝えるよう配慮しています。例えば、「〇〇しなければ△△しないよ」ではなく「△△するから〇〇しよう」という声かけを心がけています。「もみの木」では月2回ミーティングを開き、利用者の意向を聞いています。「あおぞらプラン」の確認や支援の基本姿勢の確認を行うとともに、人権委員会がアンケートやキャンペーンを行い、支援の質について振り返る機会を持っています。利用者の気持ちに配慮した支援ができるよう、日々の職員指導と各種の研修を行っています。

評価項目	実施の可否
① 利用者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
② 利用者の気持ちに配慮した支援を行っている。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域

3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供

利用者の意向を把握する取り組みとして、年1回、入所支援の利用者とその家族、宿泊型自立訓練事業の利用者とその家族を対象に満足度調査を行っています。清潔さ、設備、職員の対応、食事、個別支援計画など多岐に渡って調査しています。食事に関しては、リクエストボックスを設けてリクエストを聞きながら食事を提供しています。ラーメンが食べたい、ケーキを出してほしいなど、利用者の思い思いの希望が出されています。個別支援については、モニタリング票に満足度について記載する欄を設け、把握しています。

苦情解決については、苦情解決責任者は施設長、苦情受付担当者は係長であることを明記し、第三者委員を設置し、施設や法人以外の第三者にも相談できることを記載したうえで玄関やユニットの掲示板に掲示しています。重要事項説明書にも明記しています。利用者や家族からの要望や苦情は、苦情相談記録に記載し、会議などで検討し、回答しています。意見箱を設置し要望を把握しています。「もみの木」では月2回利用者のミーティングを実施し、希望や要望について話し合ったりしています。

地域で自立して生活することを目指し、社会生活力プログラムを取り入れています。「さくら」では「さくらトラベル」「さくらセミナー」として同じようなニーズを持った小グループで公共交通機関を使って出かける練習をしたり、「生活」について学習するなど地域移行を目指してさまざまなプログラムを実施しています。「もみの木」では利用者が自立して生活を送るために必要なプログラムを1か月ごとに立て、3か月でひととおりの学びを終えることができるよう計画を立て、見直しをしながら進めています。

評価分類

(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。

A

利用者の意向を把握する取り組みとして、年1回、入所支援の利用者とその家族、宿泊型自立訓練事業の利用者とその家族を対象に満足度調査を行っています。清潔さ、設備、職員の対応、食事、個別支援計画など多岐に渡って調査しています。食事に関しては、リクエストボックスを設けて、リクエストを聞きながら食事を提供しています。ラーメンが食べたい、ケーキを出してほしいなど、利用者の思い思いの希望が出されています。個別支援については、モニタリング票に満足度について記載する欄を設け、把握しています。満足度調査の結果、「さくら」では「お誕生パーティーが楽しかった」「お風呂やおやつに満足している」という感謝する意見とともに、「お金のことをきちんとわかりたい」「グループホームの見学や買い物や外出にもっと行きたい」などの意見が聞かれ、改善するきっかけとなりました。「もみの木」では「ミーティングで話し合えることがいい」などの前向きな意見とともに、「トイレをもっときれいに」など改善を求める意見もあり改善しました。家族からは、生活の様子をもっと知りたいとの意見が聞かれ、診察や暮らしの報告をするきっかけになりました。

評価項目

実施の可否

① 利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。

○

② 利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。

○

評価分類

(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

A

「さくら」では意見箱を設置するとともに、個別に意見を聞くことにより要望を把握しています。「もみの木」ではリビングに「ご意見箱」を設置し、毎週火曜日の職員会議で回答内容について協議し、その結果、回答を廊下にはり出して利用者に周知しています。月2回利用者ミーティングを実施し、意見・要望・不満を出し合い、話し合いをしています。活動の希望について意見が出るほか、テレビの音量が気になる場合には音量について取り決めを作ったり、掃除機の使用時間を決めるなど、自分たちが生活しやすい環境作りを行う場ともなっています。また、毎週個別に面接を行い、相談や意見を聞いています。

苦情解決については、苦情解決責任者は施設長、苦情受付担当者は係長であることを明記し、第三者委員を設置し、施設や法人以外の第三者にも相談できることを記載したうえで玄関やユニットの掲示板に掲示しています。重要事項説明書にも明記しています。利用者や家族からの要望や苦情は、苦情相談記録に記載し、会議などで検討し、回答しています。それぞれの法人がマニュアルを定めて対応しています。

評価項目

実施の可否

① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。

③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。

評価分類

(3) 個別支援計画等に沿った、自立した生活を送るための支援を行っている。

A

個別支援計画は、利用者のできることに着目して作成し、支援は計画に基づいて実施しています。利用者の行為に対して、だめという意味の言葉を使わず、気持ちを汲み取るよう努めています。例えば、爪を立てるという行為に対して「やめてください」と言うのではなく、どうしてそのような行為をするのかを考えて支援するように心がけています。

地域で自立して生活することを目指し、社会生活力プログラムを取り入れています。「さくら」では「さくらトラベル」「さくらセミナー」として同じようなニーズを持った小グループで公共交通機関を使って出かける練習をしたり、「生活」について学習するなど地域移行を目指してさまざまなプログラムを実施しています。個別プログラムとして、掃除の道具を自分で整えて掃除をする、バスを使って喫茶店に行くなど、プロセスを学ぶ取り組みをしています。「もみの木」では利用者が自立して生活するために必要なプログラムを1か月ごとに立て、3か月でひととおりの学びを終えることができるよう計画を立てて実施しています。3か月が過ぎると振り返りを行い、新たなプランを立て、ステップアップしながら進めています。

評価項目

実施の可否

① 利用者と円滑なコミュニケーションをとるための支援や工夫がなされている。

② エンパワメントの視点に立って、利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守り・支援を行い、主体的な活動を尊重している。

③ 利用者一人ひとりを受容し、個別性に配慮した働きかけや支援を行っている。

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域

4 サービスの適切な実施

ユニットごとに様子観察や必要に応じて検温などを行い、体調不良が疑われるときには看護師に相談し緊急通院などの判断をしています。看護会議を月1回行い、事業所内の医療的事項や衛生管理に関する事柄を協議しています。食事は、栄養ケア計画書に基づいて食事の提供を行っています。季節を感じることができるように、旬の野菜や果物を取り入れ、毎月利用者のリクエストメニューを受け付け献立に取り入れています。季節ごとにスイーツディを設け、季節を感じることのできるおやつを楽しんでいます。

入浴はユニットごとに行っています。個浴対応としており、体調や精神面での不調等がない限り毎日実施しています。排泄介助は、「さくら」では個別の状況に合わせて排泄間隔を把握しながら介助しています。衣類の買い物や散髪は、地域で自立して生活することを念頭に置き、個別に地域の商店街や理髪店などに行っています。テレビは個人で居室に所持しており、新聞は個別に契約することができます。

利用者の地域移行にあたり、障がいのある人が自立した生活を送る力を高めるために用いられる「SFA社会生活力プログラム」を実施しています。利用者が意欲を持てるよう担当者が週1回面接を行い、生活リズムや金銭管理などのさまざまな相談に応じています。地域に移行することを目的として、支援期間中から外部のサービスを利用することを心がけています。「こころと体の健康」「基本的な生活リズム」「社会性活動コミュニケーションの力」「地域生活社会参加」などの各領域を網羅してしてプログラムを組んでいます。

評価分類

(1) 利用者の健康を維持するための支援を行っている。

A

ユニットごとに様子観察や必要に応じて検温などを行い、体調不良が疑われるときには看護師に相談し緊急通院などの判断をしています。看護会議を月1回行っています。施設長はじめ両施設の所長、ユニットリーダーなどが集まり、事業所内の医療的事項や衛生管理に関する内容を協議しています。

「さくら」では内科健診を年2回、胸部レントゲン健診と成人病健診を年1回実施し、利用者の健康状態を把握しています。また、リハビリ科と精神科の医師による健康相談や作業療法士による評価と助言を適宜実施しています。個別の定期的な通院には介助を行っています。看護師が常駐しており、通院時の処方箋や薬局との連携、薬の保管やセッティング等の服薬管理は看護師が行っており、支援員はダブルチェックと服薬支援を行っています。現在、週3回程度夜間の対応もしています。「もみの木」では、健康管理も自分で行うことを中心としているため、施設としての健康診断は実施せず、個人で健康診断を受けるようにしています。服薬管理や通院も基本的に自分ですることになっていますが、通院希望時の病院の紹介や入所したての利用者の服薬後の確認は行っています。

評価項目

実施の可否

①	日常の健康管理が適切である。	<input type="radio"/>
②	必要時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	<input type="radio"/>
③	内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。	<input type="radio"/>

評価分類【食事の提供を行っている事業所のみ】 (2) 栄養のバランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している。	A
---	---

献立は、常勤の管理栄養士が立てています。季節を感じることができるように、旬の野菜や果物を取り入れ、クリスマスにはローストビーフ、お正月にはおせち料理など行事食にも配慮しています。季節ごとにスイーツディを設け、夏にはソフトクリーム、秋にはかぼちゃプリンなど季節を感じることのできるおやつを楽しんでいます。また、ユニットごとに宅配ピザを利用する、おでんを作る、回転寿司に行くなど食を楽しめるようなイベントを行っています。毎月利用者のリクエストメニューを受け付け献立に取り入れています。隔月に食事委員会を開き、献立について検討する機会を持っています。

栄養ケア計画書に基づいて食事の提供を行っています。栄養ケア計画書は、利用者と家族に提示し、サインをもらっています。個別支援会議には栄養士も同席し、利用者個々の食事状況を把握し、利用者の咀嚼・嚥下の状態や体重の変化を考慮して、とろみ食、刻み食、一口大食、常食等、食形態などを決めています。また、医師の指示により、脂質コントロール食や糖尿病食なども提供しています。

評価項目	実施の可否
① 個別支援計画に基づいた食事サービスが用意されている。	○
② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるよう工夫されている。	○

評価分類【施設入所支援・宿泊型自立訓練】 (3) 利用者一人ひとりの状況に応じて生活上で必要な支援を行っている。	A
---	---

全室個室であるため、就寝時間の設定やテレビの音量に配慮し、睡眠時には比較的他の利用者に影響がないよう過ごすことができています。

入浴はユニットごとに行っています。個浴対応としており、体調や精神面での不調等がない限り毎日実施しています。「さくら」では基本的な順番を決めていますが、毎日個別に希望を聞きながら実施しています。利用者に合わせて洗体・洗髪の介助を行っています。「もりの木」では全員が一人で入浴しており、毎日順番シートに希望の時間を書き込んで順番を決めて実施しています。

排泄介助は、「さくら」では個別の状況に合わせて排泄間隔を把握しながら介助しています。

衣類の買い物や散髪は、個別に地域の商店街や理髪店などに行っています。テレビは個人で居室に所持しており、新聞は個別に契約することができます。タバコは所定の喫煙場所で喫煙可能としています。ライターは防火上職員管理としています。余暇の時間には、雑誌を見る、テレビを見るなど、おのの自由に過ごしています。

評価項目	実施の可否
① 安眠できるように配慮している。	○
② 入浴は、利用者の希望や介助方法など個人的事情に配慮している。	○
③ 排泄介助は快適に行われている。	○
④ 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択や整髪等について支援している。	○
⑤ 新聞・雑誌の講読やテレビ、嗜好品（酒、煙草等）等は利用者の意思や希望が尊重されている。	○

評価分類【施設入所支援】 (4) 利用者の自主性を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような取組を行っている。	A
---	---

「さくら」では毎月ユニット単位でお誕生会を行い、おやつと一緒に食べるなど楽しいひとときを過ごしています。また、季節を感じることができるように、ユニット単位または小グループでお花見、忘年会、夏休みや冬休みなどの余暇行事を企画実施しています。小グループで外出してスポーツ観戦や施設見学に行くこともあります。そのほか、個別に買い物に行ったり、図書館や美術館などの文化施設に行くなど、利用者の好みに合わせてゆとりのひとときを楽しんでいます。私的契約でヘルパーといっしょに外出している利用者もいます。サークル活動として、週1回、外部の太鼓クラブに10名ほどの利用者が参加しています。

「もみの木」でも、毎月お誕生会を行っています。アイスクリームやケーキなどのデザートが提供され、カラオケなどを楽しみながらみんなでお祝いをしています。12月にはクリスマス会を実施しています。担当するメンバーが相談し合って、レクリエーションやデザートの準備、当日の流れを検討しています。

外泊は、「さくら」では本人の希望と家族の予定を調整をしたうえで実施し、「もみの木」では担当者との面接を通じて実施しています。

評価項目	実施の可否
① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	○
② 外出は利用者の希望に応じて行われている。	○
③ 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	○

評価分類【生活介護】 (5) 日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	A
---	---

作業活動として、クリーニング業者と連携した「たたみ作業（スカーフやタオルなどのリネンたたみ）」とプラスチック製部品の製造作業を行っています。クリーンチームとして、「館内清掃」「地域清掃活動」「空き缶回収」「手拭タオルの洗濯」などを行っています。運動プログラムとして、「ウォーキング」「体育館での室内運動」「プール」を実施しています。その他個別に機能訓練プログラムを行っています。これらを一人ひとりの性格や目的に合わせて組み合わせ日々の活動を行っています。

社会生活力プログラムは、小グループを作り3か月の期間内に4回実施しています。「さくらセミナー」「さくらトラベル」として、グループホームの見学、グループホームの先輩へのインタビュー、自分たちに必要なプログラムを考える、高尾山に行くなどみんなで話し合いながら進めています。

作業習慣を目的とした作業課題を実施しており、収入目的でないため、現状では工賃規程ではなく「調整金」として、半年に一回支給しています。支給時にはその内容について利用者や家族に説明しています。

評価項目	実施の可否
① 一人ひとりの目的に応じた創作的活動、生産活動等の支援を行っている。	○
② 自分でできることは自分で行えるよう働きかけている。	○
③ 【工賃を支払っている事業所のみ】工賃等の仕組みについて、利用者に公表し、わかりやすく説明している。	○

評価分類【自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）】 (6) 利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、機能訓練や生活についての相談等の支援を行っている。		A
<p>利用者の地域移行にあたり、障がいのある人が自立した生活を送る力を高めるために用いられる「SFA社会力生活力プログラム」を実施しています。「こころと体の健康（体調管理・気持ちのコントロールなど）」「基本的な生活リズム（睡眠・食事・金銭管理など）」「社会性活動コミュニケーションの力（コミュニケーション・買い物など）」「地域生活社会参加（仕事・余暇など）」の各領域を網羅して3か月を一つの単位としてプログラムを組んでいます。利用者はまず全てのプログラムに参加し、面接をする中で必要なものに絞っていくようにしています。</p> <p>利用者が意欲を持てるよう担当者が週1回面接を行い、生活リズムや金銭管理などのさまざまな相談に応じています。面接時には、生活リズム表や金銭管理表を用い、目に見える形で振り返ることができるよう配慮しています。</p> <p>1年後に地域に移行することを目的として、通所の施設を見学することをはじめとして、支援期間中から外部のサービスを利用するなどを心がけています。自分でできること、困ったときには周りの人にサポートをお願いできることを視野に入れて支援しています。</p>		
評価項目		実施の可否
(1) 利用者が意欲を持てるような取組を行っている。		○
(2) サービス期間内に目標とする力を身につけることができるよう支援を行っている。		○
(3) サービス終了後の生活環境（住居及び就労先等）を想定し、支援を行っている。		○
評価分類【就労移行支援】 (7) 就労に向けて、必要な知識の習得や能力向上のための訓練等の支援を行っている。		
評価項目		実施の可否
(1) 利用者一人ひとりがその人にあった働き方をできるような支援を行っている。		
(2) サービス期間内に就労に結びつくことができるよう支援を行っている。		
(3) 就労先企業の開拓を行うなど、利用者が力を発揮できるよう就労先に結びつくことができるよう支援を行っている。		
(4) 就労後も利用者一人ひとりに応じて職場定着等の支援を行っている。		
評価分類【就労継続支援A・B型】 (8) 就労の機会の提供や、知識の習得及び能力向上のための支援を行っている。		
評価項目		実施の可否
(1) 利用者一人ひとりがその人にあった働き方ができるよう支援を行っている。		
(2) 働くうえで必要な知識の習得及びの能力向上のための支援を行っている。		
(3) 賃金（工賃）等のしくみについて、利用者に公表し、わかりやすく説明している。		
(4) 商品開発、販路拡大、設備投資等、賃金（工賃）アップの取組を行っている。		

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

5 運営上の透明性の確保と継続性

当施設は「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」をコンセプトにしています。「さくら」「もみの木」は法人は異なりますが、このコンセプトを共有し相互の専門性を発揮しながら連携体制を構築し、地域の障がい福祉ニーズを包括的に充足することを目指しています。施設の考え方については、利用者本人の同意を得ています。中でも「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」という考えは、利用者の意思確認が重要になるため、欠かせない確認事項になっています。

利用者の満足度が一番の評価基準と考えており、開所2年目に利用者の満足度調査を実施、本年度は第三者評価の利用者調査を実施しました。これらの評価の結果は事業に反映させ改善するよう取り組んでいます。職員会議などで、結果を職員に伝えるとともに改善策を検討します。今回の利用者調査では、食事、職員との関係、不自由なことや困ったときのことなどについて調査しました。この結果は速やかに職員に伝え、利用者一人ひとりの異なる状態に応じてどのように改善するかをていねいに検討して、個別計画に反映させています。

当施設の設立経緯が地域の障がい者福祉を包括的に充足することを目的に、専門分野（知的障害、精神障害、身体障害など）が異なる2つの法人が協力して運営に当たることになったことからも、事業環境をしっかりと把握した結果生み出された新しい形の施設であるといえます。また、「利用者が社会資源を積極的に活用する」といった考え方から、例えば散髪についてはボランティアではなく外部の理髪店や美容院を利用したり、外出についてはバスや電車などの公共交通機関を利用するなど、利用者が社会へ出て生活する力を養っています。

評価分類

(1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。

A

当施設は「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」をコンセプトにしています。「さくら」「もみの木」はそれぞれの法人で理念や方針を掲げていますが、このコンセプトを共有し相互の専門性を発揮しながら連携体制を構築し、地域の障がい福祉ニーズを包括的に充足することを目標としています。

施設の考え方を職員に周知する方法については、当施設へ配属になったときに施設のコンセプトへの理解が得られるよう説明します。平成25年4月の開所時には、職員には5日間のオリエンテーションを開催してコンセプトや「ノーマライゼーションの理念」など施設経営やサービスの考え方について説明しました。職員は所属する法人の理念や方針を踏まながら、当施設のコンセプトなどに基づいたサービスを実践しています。

施設の考え方については、保護者だけではなく利用者本人の同意を得たうえで利用もらっています。中でも「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」という考えについては、利用者の意思確認が重要になるため、欠かせない確認事項になっています。

評価項目

実施の可否

①	理念・基本方針を明示している。	○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	○

評価分類

(2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。

A

当施設は川崎市の指定管理の受託事業を実施していることから、創設時に5か年事業計画を作成しました。現在2年半の計画を遂行しており、来年度にはさらに5か年分の計画を作成する予定です。

「さくら」「もみの木」の単年度計画は、施設全体の5か年計画の「本年度の事業重点項目」を基にそれぞれが作成します。「さくら」「もみの木」、施設全体の事業計画は、施設長、両所長がすり合わせをして、より良い内容になるよう検討を重ねます。

事業計画の職員周知について、「さくら」では職員に事業計画書を配付しています。職員は自己の業務に関係するところをファイルして日ごろから事業計画に沿っているか確認しており、ケース検討会議でも確認しています。もみの木では事業計画を回覧し、係ごとに該当項目をファイルして日々の業務に反映しています。

利用者への周知は、利用者の状態に応じて、行事など本人が関係する事業が近づいたら話をするなど、理解してもらいやすいように工夫や配慮をしています。利用者や保護者、関係機関に配付している広報誌「桜の風」や施設長通信でも、行事や事業計画・実施状況を紹介しています。

評価項目

実施の可否

① 理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。

② 中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。

③ 事業計画の策定が組織的に行われている。

④ 事業計画が職員に周知されている。

⑤ 事業計画が利用者等に周知されている。

評価分類

(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。

A

施設長、両所長の役割は、経営管理規定や職務分掌表などに示しています。また、組織図では職位に応じた責任の所在を確認することができます。施設長は、両所長と折衝しながら施設経営の適正化を図るとともに、最終的な責任も負っています。また、職員に対して「利用者にとって終の棲家ではなく社会へ出るための通過点である」とあることを常に伝えて目的を見失わないようにしています。

所長は担当実施事業の円滑化と職員育成に取り組んでおり、例えば新人職員が難しい事例に直面した場合や自身喪失する事態に遭遇した場合に、職員交代させるのではなく本人がその事態を乗り越えられるように側面からサポートして育成につなげるなど、組織リーダーとしての役割を果たしています。

経営の効率化については、まだ開所3年目であり試行錯誤することも多いことから、今後の課題としています。一方、業務の効率化については、利用者の利益を優先し、ていねいなサービスを心がけていることから重視しない考えです。利用率についても、適正収益を重視しながらも、利用者利益が最大になるよう受け入れ枠をいっぱいにするようなことはしていません。

評価項目

実施の可否

① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。

② 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

③ 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。

評価分類

(4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

A

事業ごとにサービスの質の向上に向けた取り組みを行っています。「さくら」は法人で「内部自主評価」を実施して職員一人ひとりが業務の振り返りと反省を次期の目標につなげていますが、開所から間もないため現在は組織の安定化を優先しています。「もみの木」では自立支援協議会が主催する地域連絡会の発表会で、日ごろの取り組み事例を披露して、関係機関や他機関の評価を受ける機会があります。施設全体では、利用者の満足度が一番の評価基準と考えており、開所2年目に利用者の満足度調査、本年度は第三者評価の利用者調査を実施しました。

評価結果については、職員会議などで結果を職員に伝えるとともに改善策を検討します。今回の利用者調査では、食事、職員との関係、不自由なことや困ったときのことなどについて調査しました。この結果は速やかに職員に伝え、利用者一人ひとりの異なる状態に応じてどのように改善するかをていねいに検討して、個別計画に反映させます。日ごろから職員は利用者の声に耳を傾けるよう心がけ、利用者の気持ちに添えるよう柔軟に個別計画の見直しをしていますが、まだ十分でないと認識しています。

評価項目	実施の可否
① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	○
② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	○

評価分類

(5) 経営環境の変化等に適切に対応している。

A

障がいをはじめとする福祉事業全体の動向把握に努める姿勢で、行政や地域、関係機関との連携を積極的に図って情報交換、収集しています。具体的には、川崎市の担当課、全国・県・川崎市施設長会、地域の福祉施設のほか、「さくら」「もみの木」の各法人内施設などがあげられます。当施設の設立経緯が地域の障がい者福祉を包括的に充足することを目的に、専門分野（知的障害、精神障害、身体障害など）が異なる2つの法人が協力して運営に当たることになったことからも、事業環境をしっかりと把握した結果生み出された新しい形の施設であるといえます。

財政面では、施設全体、「さくら」「もみの木」の実施事業面から定期的に検証しています。また、毎月3役会議（施設長、両所長）を開催して、各事業の状況報告と施設全体としての状況を検証しています。サービス面では「利用者が社会資源を積極的に活用する」とう考えから、利用者が社会に出て生活する力を養うための取り組みをしています。今後は、施設経営の課題や法制度などについてより利用者の理解を深めて、社会性を養うことにつなげたい考えです。

評価項目	実施の可否
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	○
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域

6 地域との交流・連携

当施設の情報は、事業運営を担っている社会福祉法人育桜福祉会と社会福祉法人川崎聖風福祉会が作成するホームページで紹介しています。それぞれのホームページでは、運営方針のほか、実施事業内容、施設内の様子を写真入りで紹介しています。また、毎月発行している施設長通信は、利用者や保護者、関係機関に配付しており、施設で抱えている課題や川崎市の会議での報告、職員の取り組みなどを掲載しています。地域の病院には広報誌や見学案内資料を置いてもらい、多くの人に施設を知ってもらえるようにしています。

地域に根ざした施設を目指しており、例えば隣接する療育センターのお祭りなどの行事のときは、施設の駐車場を開放して出店ブーススペースを使ってもらったり、トイレを開放しています。また、会議室なども開放して、地域団体の方に利用してもらっています。川崎市の地域生活支援センターと協力して障がいや施設への理解を深めてもらうために、病院向けに看護師やワーカーによるプレゼンテーションも行っています。障がい支援に関する電話での問い合わせもあるため、専門機関として相談に応じています。

当施設は多くの重度障がい者の受け入れを求められそれに応えていることからも、高度な専門性を地域に還元する取り組みをしているといえます。さらに、他施設からの相談や見学など多く、専門的な指導も行っています。地域においては、福祉施設数が増加傾向にあり、防災訓練などの交流などをきっかけに緊密に連携していきたいと考えています。関係機関との協同事業の例として、川崎市障害福祉施設事業協会が川崎市の取り組みの一環で実施する運動会、研究会、防災面での活動（知的障がい施設）などがあります。

評価分類

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

B

当施設の情報は、事業運営を担っている社会福祉法人育桜福祉会と社会福祉法人川崎聖風福祉会がそれぞれ作成するホームページで紹介しています。また、地域の病院に広報誌や見学案内資料を置いてもらい、多くの人に施設を知ってもらえるようにしています。毎月発行する施設長通信では、施設で抱えている課題や川崎市の会議での報告、職員の取り組みなどを紹介しています。

地域に根ざした施設を目指しており、例えば隣接する療育センターのお祭りなどの行事のときは、施設の駐車場を出店ブーススペースに使ってもらったり、トイレを開放しています。会議室なども開放し、地域団体に利用してもらっています。川崎市地域生活支援センターと協力して障がいや施設への理解を深めてもらうために、病院向けに看護師やワーカーによるプレゼンテーションも行っています。

慰问などの利用者に直接関わらないボランティアについては、将来的に積極的に受け入れたい姿勢ですが、新しい組織が安定しているとはいはず職員負担の増大を考慮して受け入れを控えています。各法人には受け入れ基本姿勢を示したマニュアルがありますが、当施設独自のものは作成していません。

評価項目

実施の可否

①	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	<input type="radio"/>
②	事業者が有する機能を地域に提供している。	<input type="radio"/>
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	<input checked="" type="radio"/>

評価分類

(2) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

A

関係機関として、日本知的障害福祉協会（加盟）、全国・神奈川県・川崎市の障がい者施設、川崎市障がい福祉事業協会、中原区自立支援用、自立支援ネットワークなどをあげています。これらの会議や活動に参加し交流することで、情報収集につなげています。

関係機関との協同事業の例として、川崎市障害福祉施設事業協会が川崎市の取り組みの一環で実施する運動会、研究会、防災面での活動（知的障がい施設）などがあります。また、当施設は多くの重度障がい者の受け入れを求められそれに応えていることからも、高度な専門性を地域に還元する取り組みをしているといえます。さらに、他施設からの相談や見学なども多く、専門的な指導も行っています。また、地域において福祉施設数が増加傾向にあるため、防災訓練など交流の機会をもって緊密に連携していきたいと考えています。

地域の福祉情報は、主に中原区自立支援協議会の定例会に参加して得ています。利用者の中には、地域の里山活動に参加し、草むしりやプールなどの清掃活動、リクリエーションなどに参加しており、主催する団体からも情報を得られています。

評価項目		実施の可否
①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域

7 職員の資質の向上の促進

当施設の職員は、所属する法人それぞれの人材に関する計画に基づいて採用・育成されています。当施設には、それぞれの法人から事業運営が円滑になるよう必要な有資格者（支援員、看護師、栄養士など）や経験者などが配属されています。当施設においては、職員に求めることとして「障がいを理解して、利用者の相談や気持ちを受け止められる人」としています。また、法定基準より多くの支援員や看護師を配置して、利用者支援の充実に取り組み健康管理を綿密に行うなど、生活の質の向上につなげています。

職員の育成は職員が所属する法人によって行われ、両法人ともに年度事業計画の中に育成項目を設けて、職員ごとに必要とする研修に参加できるようにしています。開所からこれまで、2つの法人による経営という新しい形での組織づくりに注力し、職員は利用者支援の安定化に努めてきましたが、さらなる安定化に努める姿勢です。今後は、同じ1つの施設職員という視点も取り入れ、「さくら」「もみの木」それぞれの職員がお互いのサービスを理解する機会を設けてはいかがでしょう。

法人によっては、職員アンケートから勤務中の休憩や勤務体制が十分でないといった声が散見されました。法人ごとに利用者サービスが異なるため、全職員が同様に休憩を取ることは難しい面もありますが、より良い職場環境にするために職員と話し合う機会を設けたり、提案を募るなど、意見を聞いてはいかがでしょう。

評価分類

(1) 事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。

A

当施設の職員は、所属する法人の人材に関する計画に基づいて採用・育成されています。当施設には、それぞれの法人から事業運営が円滑になるよう必要な有資格者（支援員、看護師、栄養士など）や経験者などが配属されています。また、より良い利用者サービスの提供を目的に、法定基準より多い職員が活動しています。

遵守事項、法、規範、倫理、リスクマネジメント、福祉の考え方など職員が学ぶべきことは、法人ごとに研修で学んでいます。さらに施設内でも、施設長や所長の指導のもと、日常業務の中の事例などを現場で検証したりしています。

職員の育成、評価、昇進、昇格については法人ごとの体制に基づいて行われています。

実習生は、利用者への影響や職員負担を検討し、可能な範囲で受け入れています。最近では、保護観察所の職員を受け入れ、事業内容を知ってもらう機会にしました。また、教員免許や保育士資格取得を目的とする大学生や、他施設の職員も受け入れています。社会福祉士資格取得のための実習要請もありますが、現在、指導資格保有者が不在のため受け付けていません。

評価項目

実施の可否

①	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方方が確立している。	<input type="radio"/>
②	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	<input type="radio"/>
③	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	<input type="radio"/>
④	職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている。	<input type="radio"/>
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	<input type="radio"/>

評価分類

(2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

A

職員の育成は職員が所属する法人によって行われ、両法人ともに、年度事業計画の中に育成項目を設けて、職員ごとに必要とする研修に参加できるようにしています。

「さくら」では、外部研修の案内が届いたときに参加希望を募ったり、所長が研修が必要と判断した職員を参加させています。研修終了後は、参加職員が報告書を作成します。所長は報告書にコメントを記して研修の成果を確認したり、業務に取り入れたいことを起案書で提出させるなど、学んだことが生かせるようにしています。個別面談については、職員数が多く実施には至っていないため、今後は研修などの育成と連動させて育成につなげたい考えです。

「もみの木」については、経験の浅い新人職員により多くの研修に参加して多くを学んでほしいという考えです。全職員の研修参加頻度が多く、本人の希望する研修と、所長の判断で参加する研修を合わせて年3回以上あります。参加職員は報告書を作成するほか、上司が日々の業務の中で成果を確認しています。また、上司は「職務対話シート」をもとに職員ごとの業務の振り返り、年度ごとの目標設定をして職務対話（個別面談）する機会を設けています。

評価項目	実施の可否
① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類

(3) 職員の就業状況に配慮がなされている。

A

職員のシフトは、「さくら」「もみの木」とも現場リーダーが作成しています。また、法人ごとに職員一人ひとりの意向を確認しています。「さくら」では衛生管理者やメンタルヘルス推進担当者を設置しているほか、必要に応じて職員が産業医に相談できる体制があります。

有給休暇については、希望に応じて消化できるように努めています。例えば職員が帰省を希望する場合に、夏季休暇と有給休暇を合わせて1週間以上の連休を取れるようにしています。日々のシフトでもできる限り連休が取れるよう調整しています。勤務時間帯についても、夜勤明けは公的休暇になるよう、遅番勤務は早番勤務にならないよう、連続勤務にならないようにと、職員負担の軽減に取り組んでいます。

「さくら」については、職員アンケートから勤務中の休憩や勤務体制が十分でないといった声が散見されました。利用者サービスのタイプから職員の休息は難しい面もありますが、職員と話し合う機会を設けたり、提案を募るなど意見を聞く機会を設けてはいかがでしょう。

福利厚生については、外部委託先の福利厚生サービスを利用できるようになっています。

評価項目	実施の可否
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○
② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	○